

# ◆ 資料編 ◆

## 資料編 1 平成 22 年 4 月 1 日以降の主な出来事

(平成 22 年度以降)

年 月 日	出 来 事	内 容
平成 22. 4. 1	東京入国管理局羽田空港支局の新設	東京入国管理局羽田空港出張所を廃止し、同局羽田空港支局を新設した。
5.24 ～ 11.15	上陸審査強化期間の設定	2010 日本 A P E C 開催に伴い、A P E C 関係者に対する迅速な出入国手続を実施する一方で、テロリスト及び海外における反グローバリズム化団体等による日本国内での活動を防止するため、全国の空海港を対象として上陸審査強化期間を設け、関係機関との緊密な連携を図りながら個人識別情報の活用による厳格な入国審査を徹底した。
6. 1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方公共団体、在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
7. 1	入国者収容所等視察委員会の新設	東京入国管理局に東日本地区入国者収容所等視察委員会を、大阪入国管理局に西日本地区入国者収容所等視察委員会を、それぞれ新設した。
	研修・技能実習制度の見直し	新たに在留資格「技能実習」を創設し、実務研修を行う場合に、原則雇用契約に基づき技能修得活動を行うことを義務付け、技能実習生が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法上の保護を受けられるようにした。
	在留資格「留学」と「就学」の一本化	留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へ一本化した。
	在留期間の特例期間の創設	在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、その在留期間満了後も、当該処分がされるとき又は従前の在留期間の満了日から 2 月を経過する日のいずれか早いときまで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができるようにした。
	上陸拒否の特例の創設	上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、改めて入国審査官、特別審理官、法務大臣と三段階の手続を経て上陸特別許可を再度行わずに、入国審査官が上陸許可の証印をできるようにした。
11.3	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	我が国の国家資格を有する外国人歯科医師、看護師等の就労年数等に係る制限を撤廃した。
12. 7 ～ 12. 8	第 24 回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 19 の国・地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして、「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報及び意見交換を行った。
12.17	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の改正等	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の改正等 また、これらの者の在留資格認定証明書交付申請を本人のほか親族や入院する病院の職員も行うことができるよう、「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和 56 年法務省令第 54 号）別表第四を改正するとともに、「出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件」を制定した。

年 月 日	出 来 事	内 容
平成 23. 3.11 ～	東日本大震災への対応	<p>海外からの緊急援助隊の上陸審査に当たり、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可証を交付することで、旅券への上陸許可証印を省略するなど簡便・迅速な方法により実施した。</p> <p>特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。）第3条第2項の規定に基づく法務省告示（平成23年3月16日法務省告示第123号）の対象となる外国人については、在留期間の満了日を、一律に、平成23年8月31日まで延長する措置をとった。</p> <p>再入国の許可を取得せずに出国した留学生や研修生・技能実習生については、外務省とも協議の上、簡易な手続での入国を認めることとした。</p>
4. 1	名古屋入国管理局審査管理部門及び実態調査部門の新設	名古屋入国管理局調査記録部門を廃止し、審査管理部門及び実態調査部門を新設した。

## 資料編 2 統計

## (1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	777	918	919	857	896
韓	国	170	248	216	228	210
中	国	61	65	98	114	167
米	国	134	139	121	110	118
フ	ラ	47	63	42	19	50
中	国（台湾）	44	69	65	48	42
英	国	57	39	42	34	37
パ	キ	31	36	49	48	33
オ	ー	40	27	22	30	31
ド	イ	26	26	28	24	20
ス	リ	14	20	14	35	18
そ	の	153	186	222	167	170

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	7,342	7,916	8,895	9,840	10,908
中	国	1,553	1,729	2,096	2,555	3,300
韓	国・朝	1,609	1,900	2,249	2,492	2,723
米	国	1,160	1,108	1,044	990	918
パ	キ	334	383	456	526	571
ネ	パ	46	72	151	271	373
英	国	443	401	384	374	334
イ	ン	271	282	307	319	319
フ	ラ	321	343	334	297	281
ス	リ	94	119	147	199	234
オ	ー	205	204	196	216	228
そ	の	1,306	1,375	1,531	1,601	1,627

2-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	7,715	10,959	9,212	3,363	2,852
中	国	3,546	5,403	4,571	1,404	983
イ	ン	519	960	714	296	384
韓	国	1,474	1,999	1,292	439	302
フ	イ	558	598	576	252	226
ベ	ト	396	799	837	273	213
米	国	152	169	168	101	123
フ	ラ	155	146	140	62	95
中	国（台湾）	67	56	86	46	75
英	国	93	54	70	55	54
マ	レ	58	49	57	38	45
そ	の	697	726	701	397	352

2-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	35,135	44,684	52,273	50,493	46,592
中	国	17,634	23,247	27,665	27,166	25,105
韓	国・朝	6,176	7,733	8,647	8,015	7,050
イ	ン	3,279	3,893	4,268	3,925	3,515
ベ	ト	790	1,536	2,229	2,188	2,183
フ	イ	1,579	2,004	2,276	2,118	1,968
米	国	705	760	923	833	789
マ	レ	425	489	570	610	595
フ	ラ	542	631	706	621	588
バ	ン	299	393	470	472	466
イ	ン	311	371	436	455	437
そ	の	3,395	3,627	4,083	4,090	3,896

## 3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	7,614	7,426	5,690	4,167	4,113
米	国	2,131	2,044	1,274	945	986
中	国	602	768	778	553	592
韓	国	547	700	771	570	552
英	国	1,138	846	463	347	286
カ	ナ	796	607	317	203	209
中	国（台湾）	133	199	272	166	186
オ	ーストラリア	733	555	263	210	175
パ	キスタ	76	84	121	106	124
フ	ラ	200	233	158	118	102
イ	ン	124	139	122	70	97
そ	の他	1,134	1,251	1,151	879	804

## 3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	57,323	61,763	67,291	69,395	68,467
中	国	21,883	26,692	31,824	34,210	34,433
韓	国・朝鮮	5,919	6,926	8,118	8,962	9,233
米	国	8,165	7,706	7,241	6,710	6,313
英	国	4,582	4,040	3,532	3,176	2,785
カ	ナ	3,731	3,128	2,690	2,329	1,980
オ	ーストラリア	3,586	2,935	2,420	2,079	1,713
ス	リランカ	424	530	705	873	972
フ	ラ	912	1,024	1,079	1,026	964
フ	イリピン	757	825	895	951	940
パ	キスタ	433	516	646	728	836
そ	の他	6,931	7,441	8,141	8,351	8,298

## 4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	5,564	7,170	7,307	5,245	5,826
中	国	1,535	2,639	2,570	1,858	1,937
米	国	610	583	673	371	528
イ	ン	380	608	626	433	520
韓	国	675	745	649	592	505
フ	イリピン	375	417	495	397	498
ベ	トナム	35	57	137	81	231
タ	イ	141	238	260	235	222
中	国（台湾）	214	233	243	218	211
ド	イツ	225	207	199	137	155
英	国	288	204	187	107	142
そ	の他	1,086	1,239	1,268	816	877

## 4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	14,014	16,111	17,798	16,786	16,140
中	国	4,147	5,712	6,557	6,307	6,238
韓	国・朝鮮	2,092	2,181	2,265	2,242	2,079
イ	ン	1,357	1,411	1,709	1,731	1,610
米	国	1,469	1,468	1,583	1,364	1,286
フ	イリピン	702	709	826	782	777
ド	イツ	566	589	615	538	505
英	国	712	651	615	511	450
タ	イ	223	325	388	430	430
フ	ラ	538	529	553	467	414
ベ	トナム	65	97	184	157	287
そ	の他	2,143	2,439	2,503	2,257	2,064

5-1 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	48,249	38,855	34,994	31,170	28,612
米	国	6,772	6,075	6,653	7,288	6,785
英	国	2,712	2,500	2,908	2,575	3,009
フ		8,608	5,533	3,185	1,873	1,506
イ						
リ						
ビ						
ン						
韓	国	1,674	1,553	1,329	1,173	1,450
ロ		3,454	2,562	2,249	2,467	1,432
シ	ア					
中	国	4,978	3,156	1,820	1,694	1,386
ド		1,868	2,052	1,682	1,601	1,241
イ	ツ					
フ		1,150	1,417	1,605	1,246	1,116
ラ	ス					
ン						
イ		1,867	1,575	1,130	1,325	1,105
タ	ア					
リ		868	644	1,160	759	826
オ						
ー						
ス						
ト						
ラ	ア					
リ						
ア						
そ	他	14,298	11,788	11,273	9,169	8,756

5-2 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	21,062	15,728	13,031	10,966	9,247
フ		14,149	11,065	9,199	7,465	6,319
イ						
リ						
ビ						
ン						
中	国	2,153	1,193	907	778	671
韓		450	441	398	363	374
国	朝鮮					
・						
朝						
米	国	284	305	326	310	318
ロ		767	504	393	333	268
シ	ア					
イ		787	430	264	218	203
ン	シア					
ド						
ネ						
シ						
ア						
ブ		230	228	211	197	159
ラ	ル					
ジ						
ル		215	176	145	174	136
タ	イ					
イ		580	312	238	181	121
マ	ア					
ニ						
ア		119	124	109	111	88
ー						
ス						
ト						
ラ						
リ	ア					
ア						
そ	他	1,328	950	841	836	590

6-1 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	4,239	5,315	6,799	5,384	3,588
中	国	2,325	2,903	3,270	2,495	1,924
ネ		452	919	1,749	1,356	563
パ						
ー						
ル						
イ		348	509	620	666	451
ン	ド					
タ		191	156	179	192	134
イ						
韓	国	269	158	132	157	90
オ		30	25	32	30	45
ー						
ス						
ト						
ラ						
リ						
ア						
ベ		61	58	60	30	39
ト						
ナ						
ム						
フ		62	68	59	52	36
イ						
ン						
ド						
ネ						
シ						
ア						
ス		59	67	64	47	31
リ						
ラ						
ン						
カ						
そ	他	415	411	585	330	249

6-2 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	17,869	21,261	25,863	29,030	30,142
中	国	9,807	11,766	14,142	15,595	16,350
ネ		1,388	2,213	3,791	4,970	5,283
パ						
ー						
ル						
イ		1,938	2,302	2,756	3,224	3,465
ン	ド					
韓		1,617	1,620	1,587	1,592	1,510
国	朝鮮					
・						
朝						
タ		749	830	900	994	1,021
イ						
バ		274	375	433	418	367
ン						
グ						
ラ						
デ						
シ						
ユ						
フ		236	268	268	278	283
イ						
ン						
ド						
ネ						
シ						
ア						
ベ		168	194	192	175	183
ト						
ナ						
ム						
ス		133	162	188	195	181
リ						
ラ						
ン						
カ						
そ	他	1,392	1,331	1,377	1,386	1,306

## 7-1 「技能実習（1号）」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数					26,002
中	国					20,133
ベ	ト					2,184
イ	ン					1,454
フ	イ					1,212
タ	イ					641
カ	ン					68
ラ	オ					58
モ	ン					48
ネ	パ					40
ミ	ヤ					24
そ	の					140

※ 新規入国者数には、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」が含まれる。

## 7-2 「技能実習（1号）」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数					50,423
中	国					39,341
ベ	ト					4,096
フ	イ					2,773
イ	ン					2,568
タ	イ					1,091
カ	ン					151
モ	ン					108
ラ	オ					87
ネ	パ					60
ミ	ヤ					46
そ	の					102

※ 外国人登録者数には、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」が含まれる。

## 8 「技能実習（2号）」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数					49,585
中	国					38,983
ベ	ト					3,826
フ	イ					2,827
イ	ン					2,775
タ	イ					741
モ	ン					108
ラ	オ					101
ミ	ヤ					95
カ	ン					62
ス	リ					35
そ	の					32

※ 外国人登録者数には、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」が含まれる。

## 9-1 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	26,637	28,779	34,005	37,871	48,706
中	国	9,154	10,272	14,342	16,839	22,752
韓	国	4,849	5,301	5,516	5,487	7,271
米	国	2,553	2,686	2,853	2,988	3,162
中 国（台湾）		1,682	1,842	1,944	2,030	2,709
ベ ト ナ ム		532	636	643	821	1,302
タ イ		766	690	747	859	1,062
イ ン ド ネ シ ア		430	529	685	772	878
フ ラ ン ス		449	484	545	652	797
ド イ ツ		527	539	513	618	761
マ レ ー シ ア		489	511	648	639	612
そ の 他		5,206	5,289	5,569	6,166	7,400

## 9-2 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	131,789	132,460	138,514	145,909	201,511
中	国	88,074	85,905	88,812	94,355	134,483
韓 国・朝 鮮		17,097	17,902	19,441	19,807	27,066
ベ ト ナ ム		2,472	2,930	3,202	3,552	5,147
タ イ		2,203	2,361	2,502	2,656	3,542
ネ パ ー ル		1,138	1,398	1,554	1,681	3,022
イ ン ド ネ シ ア		1,710	1,869	2,112	2,349	2,725
マ レ ー シ ア		2,211	2,234	2,377	2,492	2,676
米 国		2,020	2,144	2,276	2,312	2,660
バ ン グ ラ デ シ ュ		1,665	1,684	1,873	1,797	1,715
ミ ャ ン マ ー		871	970	1,022	1,114	1,684
そ の 他		12,328	13,063	13,343	13,794	16,791

## 10 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	19,135	19,160	24,111	28,278	14,772
中	国	9,543	8,987	12,566	18,053	8,819
韓	国	4,673	5,586	6,171	4,516	2,774
中 国（台湾）		956	1,206	1,434	1,311	633
ベ ト ナ ム		346	252	313	479	359
タ イ		406	409	489	522	315
ネ パ ー ル		288	260	384	546	298
ミ ャ ン マ ー		123	154	163	233	166
中 国（香港）		72	116	240	188	118
オ ー ス ト ラ リ ア		189	167	169	150	114
ス ウ ェ ー デ ン		109	136	156	197	105
そ の 他		2,430	1,887	2,026	2,083	1,071

## 11-1 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	92,846	102,018	101,879	80,480	51,725
中	国	61,963	68,188	68,860	53,876	28,964
フ	イ	4,941	5,843	5,678	4,726	3,211
ベ	ト	5,744	6,605	7,124	4,890	3,150
イ	ン	5,695	5,924	6,213	3,980	2,970
タ	イ	3,776	4,022	3,704	2,698	2,386
イ	ン	687	635	774	760	892
マ	レ	808	900	881	776	718
カ	ン	343	468	355	436	470
ラ	オ	345	329	396	374	377
ブ	ラ	280	311	229	250	369
そ	の	8,264	8,793	7,665	7,714	8,218

## 11-2 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	70,519	88,086	86,826	65,209	9,343
中	国	52,901	66,576	65,716	50,487	5,602
イ	ン	4,407	5,069	5,085	3,053	743
フ	イ	3,738	4,919	4,938	3,970	730
ベ	ト	5,148	6,704	6,763	4,355	663
タ	イ	2,121	2,583	2,324	1,725	587
イ	ン	142	143	150	159	184
マ	レ	230	254	257	132	124
韓	国	139	133	147	94	82
ブ	ラ	99	94	82	70	68
ス	リ	178	142	119	113	63
そ	の	1,416	1,469	1,245	1,051	497

## 12 「特定活動（技能実習）」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	73,580	89,033	104,990	109,793	50,080
中	国	58,690	69,894	80,838	84,813	38,616
ベ	ト	5,220	6,900	8,860	9,197	4,292
イ	ン	5,537	6,160	7,074	6,725	2,891
フ	イ	2,894	3,956	5,297	5,964	2,814
タ	イ	746	1,318	1,956	2,057	956
そ	の	493	805	965	1,037	511

## 13 「永住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	394,477	439,757	492,056	533,472	565,089
中	国	117,329	128,501	142,469	156,295	169,484
ブ	ラ	78,523	94,358	110,267	116,228	117,760
フ	イ	60,225	67,131	75,806	84,407	92,754
韓	国	47,679	49,914	53,106	56,171	58,082
ベ	ル	25,132	27,570	29,976	31,711	32,416
タ	イ	9,815	11,107	12,519	13,883	15,055
米	国	10,512	11,125	11,814	12,708	13,065
ベ	ト	7,462	7,930	8,494	9,187	9,602
英	国	3,081	3,301	3,563	3,899	4,147
イ	ン	2,034	2,436	2,967	3,462	3,894
そ	の	32,685	36,384	41,075	45,521	48,830

14-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	26,087	24,421	19,975	14,951	11,452
中	国	5,399	6,602	6,552	6,251	4,099
フ	イ	8,257	6,687	5,133	3,308	2,384
ブ	ラ	6,745	5,146	2,895	483	921
米	国	730	716	730	701	635
韓	国	891	904	873	852	565
タ	イ	695	807	743	706	510
中	国（台湾）	257	293	293	257	211
イ	ン	288	344	253	267	205
英	ド	248	206	237	173	201
ベ	ト	177	167	194	210	155
そ	の	2,400	2,549	2,072	1,743	1,566

14-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	260,955	256,980	245,497	221,923	196,248
中	国	55,860	56,990	57,336	56,510	53,697
フ	イ	49,195	51,076	49,980	46,027	41,255
ブ	ラ	74,001	67,472	58,445	43,443	30,003
韓	国・朝	22,429	22,340	21,990	21,052	19,761
米	国	9,076	9,131	9,285	9,140	8,848
タ	イ	10,405	9,997	9,588	9,113	8,651
ベ	ル	6,430	5,928	5,278	4,418	3,423
英	国	2,533	2,624	2,748	2,740	2,658
イ	ン	3,009	3,129	3,028	2,854	2,657
ベ	ト	1,431	1,602	1,764	1,827	1,819
そ	の	26,586	26,691	26,055	24,799	23,476

15-1 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	28,001	27,326	20,123	9,946	8,178
ブ	ラ	18,342	15,976	9,635	1,037	2,246
フ	イ	3,410	4,068	3,811	2,854	2,195
中	国	3,437	3,853	3,646	3,520	2,097
ベ	ル	1,346	1,700	1,119	655	660
ベ	ト	239	205	438	672	189
韓	国	151	160	151	160	124
イ	ン	133	161	132	134	85
タ	イ	140	190	168	144	80
米	国	60	69	65	81	56
ボ	リ	129	243	195	35	56
そ	の	614	701	763	654	390

15-2 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	268,836	268,604	258,498	221,771	194,602
ブ	ラ	153,141	148,528	137,005	101,250	77,359
フ	イ	29,907	33,332	35,717	37,131	37,870
中	国	33,305	33,816	33,600	33,651	32,048
ベ	ル	20,612	20,255	18,969	16,695	14,849
韓	国・朝	8,891	8,803	8,722	8,622	8,374
ベ	ト	5,236	5,342	5,526	5,847	5,771
タ	イ	3,015	3,265	3,388	3,532	3,641
ボ	リ	3,092	3,087	2,938	2,539	2,219
イ	ン	1,588	1,691	1,755	1,774	1,735
米	国	1,587	1,605	1,570	1,518	1,470
そ	の	8,462	8,880	9,308	9,212	9,266

## (2) 主な国籍(出身地)ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移

## 1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数	数	1,997,459	2,472,620	2,248,645	1,451,174	2,303,161
外交官		1,013	976	1,388	1,191	1,218
公用		2,127	2,439	4,499	3,578	3,675
教授		190	170	172	219	170
芸術		8	15	8	2	-
宗教		151	163	126	133	113
報道		11	22	17	10	14
投資・経営		170	248	216	228	210
法律・会計業務		-	-	-	1	-
医療		-	-	-	-	-
研究		49	46	46	37	36
教育		15	16	15	15	19
技術		1,474	1,999	1,292	439	302
人文知識・国際業務		547	700	771	570	552
企業内転勤		675	745	649	592	505
興行		1,674	1,553	1,329	1,173	1,450
技能実習1号イ		269	158	132	157	90
技能実習1号ロ		-	-	-	-	13
文化活動		356	466	388	466	332
短期滞在		1,972,745	2,444,529	2,218,602	1,424,195	2,275,293
留学		4,849	5,301	5,516	5,487	7,271
就学		4,673	5,586	6,171	4,516	2,774
研修		257	237	219	89	163
家族滞在		2,579	2,766	2,618	2,376	2,257
特定活動		2,506	3,337	3,366	4,592	5,961
日本人の配偶者等		891	904	873	852	565
永住者の配偶者等		79	84	81	96	54
定住者		151	160	151	160	124

## 1-2 韓国・朝鮮人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数	数	598,219	593,489	589,239	578,495	565,989
教授		996	965	1,006	1,025	1,009
芸術		43	37	36	43	46
宗教		1,032	1,047	1,049	1,049	1,011
報道		59	66	68	64	54
投資・経営		1,609	1,900	2,249	2,492	2,723
法律・会計業務		3	4	4	6	6
医療		15	17	18	21	23
研究		261	269	258	258	232
教育		85	85	86	94	90
技術		6,176	7,733	8,647	8,015	7,050
人文知識・国際業務		5,919	6,926	8,118	8,962	9,233
企業内転勤		2,092	2,181	2,265	2,242	2,079
興行		450	441	398	363	374
技能実習1号イ		1,617	1,620	1,587	1,592	1,510
技能実習1号ロ		-	-	-	-	5
技能実習2号イ		-	-	-	-	-
技能実習2号ロ		-	-	-	-	-
文化活動		404	458	398	364	335
短期滞在		7,250	6,824	5,007	4,184	3,386
留学		17,097	17,902	19,441	19,807	27,066
就学		8,254	9,742	10,286	7,804	-
研修		139	133	147	94	82
家族滞在		17,070	17,859	18,484	18,533	18,026
特定活動		2,836	3,444	3,389	4,711	5,820
永住者		47,679	49,914	53,106	56,171	58,082
日本人の配偶者等		22,429	22,340	21,990	21,052	19,761
永住者の配偶者等		2,652	2,661	2,699	2,643	2,574
定住者		8,891	8,803	8,722	8,622	8,374
特別永住者		438,974	426,207	416,309	405,571	395,234
未取得者		1,993	1,802	1,597	1,425	1,074
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		2,194	2,109	1,875	1,288	730

## 2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数	数	589,066	714,791	769,691	753,606	1,140,579
外交官		324	462	594	517	684
公用		738	1,160	2,135	2,337	3,097
教授		494	492	539	496	464
芸術		9	12	4	7	2
宗教		8	7	5	4	4
報道		-	-	-	-	2
投資・経営		61	65	98	114	167
法律・会計業務		-	2	-	-	-
医療		-	-	-	3	-
研究		139	132	130	150	115
教育		22	21	20	21	12
技術		3,546	5,403	4,571	1,404	983
人文知識・国際業務		602	768	778	553	592
企業内転勤		1,535	2,639	2,570	1,858	1,937
興行		4,978	3,156	1,820	1,694	1,386
技能		2,325	2,903	3,270	2,495	1,924
技能実習1号イ						1,250
技能実習1号ロ						18,883
文化活動		1,077	913	788	792	773
短期滞		476,534	589,453	635,513	632,379	1,032,649
留就学		9,154	10,272	14,342	16,839	22,752
留就学		9,543	8,987	12,566	18,053	8,819
研修		61,963	68,188	68,860	53,876	28,964
家族滞在		6,280	8,277	9,685	9,174	8,218
特定活動		283	215	194	124	146
日本人の配偶者等		5,399	6,602	6,552	6,251	4,099
永住者の配偶者等		615	809	1,011	945	560
定住者		3,437	3,853	3,646	3,520	2,097

## 2-2 中国人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数	数	560,741	606,889	655,377	680,518	687,156
教授		2,507	2,453	2,476	2,440	2,339
芸術		128	129	119	117	108
宗教		103	114	113	120	129
報道		12	10	12	10	12
投資・経営		1,553	1,729	2,096	2,555	3,300
法律・会計業務		7	9	6	7	6
医療		64	91	114	134	187
研究		951	901	904	936	894
教育		109	101	99	104	101
技術		17,634	23,247	27,665	27,166	25,105
人文知識・国際業務		21,883	26,692	31,824	34,210	34,433
企業内転勤		4,147	5,712	6,557	6,307	6,238
興行		2,153	1,193	907	778	671
技能		9,807	11,766	14,142	15,595	16,350
技能実習1号イ						1,553
技能実習1号ロ						37,788
技能実習2号イ						1,142
技能実習2号ロ						37,841
文化活動		1,148	1,122	939	923	902
短期滞		9,026	8,467	7,235	6,332	6,036
留就学		88,074	85,905	88,812	94,355	134,483
留就学		21,681	22,094	25,043	32,408	
研修		52,901	66,576	65,716	50,487	5,602
家族滞在		39,478	43,592	49,776	55,640	59,567
特定活動		68,531	73,049	84,478	90,030	44,328
永住者		117,329	128,501	142,469	156,295	169,484
日本人の配偶者等		55,860	56,990	57,336	56,510	53,697
永住者の配偶者等		4,301	5,215	6,170	7,087	7,415
定住者		33,305	33,816	33,600	33,651	32,048
特別永住者		3,086	2,986	2,892	2,818	2,668
未取得者		3,219	2,593	2,171	2,101	1,929
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		1,744	1,836	1,706	1,402	800

## 3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数		91,474	84,198	75,651	61,100	66,120
外交		149	147	119	216	175
公用		342	412	476	541	641
教授		21	15	20	25	12
芸術		1	-	-	-	-
宗教		57	29	27	15	17
報道		-	1	1	-	-
投資・経営		5	3	7	4	4
法律・会計業		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		7	10	6	16	3
教育		8	10	9	5	10
技術		558	598	576	252	226
人文知識・国際業		138	127	98	105	68
企業内転勤		375	417	495	397	498
興行		8,608	5,533	3,185	1,873	1,506
技能		62	68	59	52	36
技能実習1号イ						261
技能実習1号ロ						951
文化活動		42	23	35	66	21
短期滞		63,171	58,931	54,678	45,320	52,856
留学		226	242	254	245	258
就学		101	45	60	59	36
研修		4,941	5,843	5,678	4,726	3,211
家族滞在		377	487	462	379	352
特定活動		426	266	242	486	291
日本人の配偶者等		8,257	6,687	5,133	3,308	2,384
永住者の配偶者等		192	236	220	156	108
定住者		3,410	4,068	3,811	2,854	2,195

## 3-2 フィリピン人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数		193,488	202,592	210,617	211,716	210,181
教授		69	73	77	81	76
芸術		5	3	3	3	2
宗教		270	266	253	236	225
報道		-	1	1	1	1
投資・経営		38	38	40	38	43
法律・会計業		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		33	38	35	47	42
教育		67	88	117	117	159
技術		1,579	2,004	2,276	2,118	1,968
人文知識・国際業		757	825	895	951	940
企業内転勤		702	709	826	782	777
興行		14,149	11,065	9,199	7,465	6,319
技能		236	268	268	278	283
技能実習1号イ						301
技能実習1号ロ						2,472
技能実習2号イ						217
技能実習2号ロ						2,610
文化活動		31	22	16	19	19
短期滞		12,732	10,856	8,698	6,705	5,326
留学		640	643	614	615	713
就学		199	171	144	133	
研修		3,738	4,919	4,938	3,970	730
家族滞在		1,590	1,801	2,047	2,134	2,197
特定活動		6,052	6,363	7,660	8,608	5,291
永住者		60,225	67,131	75,806	84,407	92,754
日本人の配偶者等		49,195	51,076	49,980	46,027	41,255
永住者の配偶者等		1,570	2,032	2,472	2,765	2,899
定住者		29,907	33,332	35,717	37,131	37,870
特別永住者		39	42	42	45	45
未取得者		3,484	3,025	3,050	2,782	2,358
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		6,181	5,801	5,443	4,258	2,289

## 4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数	数	40,897	37,527	31,002	15,874	22,210
外交		70	63	136	84	100
公用		94	83	261	154	212
教授		5	9	6	11	17
芸術		5	6	3	2	4
宗教		33	35	35	17	31
報道		2	1	3	2	5
投資・経営	営	4	-	3	2	2
法律・会計業	務	-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		2	4	2	2	6
教育		2	4	6	2	1
技術		8	5	7	3	6
人文知識・国際業	務	28	22	16	5	9
企業内転	勤	51	50	52	44	63
興行		760	658	656	515	382
技能	能	33	27	10	10	6
技能実習1号イ						-
技能実習1号ロ						-
文化活動	動	15	13	8	11	12
短期滞	在	13,944	14,624	16,600	12,920	17,491
留学		131	114	111	122	129
就学		29	28	34	28	15
研修		280	311	229	250	369
家族滞在	在	179	159	108	109	105
特定活動	動	12	20	12	17	19
日本人の配偶者等		6,745	5,146	2,895	483	921
永住者の配偶者等		123	169	174	44	59
定住者		18,342	15,976	9,635	1,037	2,246

## 4-2 ブラジル人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数	数	312,979	316,967	312,582	267,456	230,552
教授		30	36	38	37	35
芸術		15	12	13	12	11
宗教		108	121	123	110	112
報道		3	4	3	4	4
投資・経営	営	29	27	29	28	28
法律・会計業	務	-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		10	11	11	13	14
教育		10	14	17	9	8
技術		54	53	57	54	47
人文知識・国際業	務	105	108	112	103	82
企業内転	勤	80	93	108	94	73
興行		230	228	211	197	159
技能	能	92	93	85	72	65
技能実習1号イ						-
技能実習1号ロ						-
技能実習2号イ						-
技能実習2号ロ						-
文化活動	動	12	9	7	9	9
短期滞	在	836	809	681	588	510
留学		361	357	355	365	377
就学		61	53	53	51	
研修		99	94	82	70	68
家族滞在	在	492	497	480	451	368
特定活動	動	203	179	148	122	121
永住者		78,523	94,358	110,267	116,228	117,760
日本人の配偶者等		74,001	67,472	58,445	43,443	30,003
永住者の配偶者等		1,021	1,400	1,773	1,905	1,979
定住者		153,141	148,528	137,005	101,250	77,359
特別永住者		23	24	26	22	20
未取得者		3,264	2,254	2,327	2,129	1,309
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		176	133	126	90	31

## (3) 個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況 (平成 22 年)

## ・退去を命ぜられた者

## 【国籍別】

韓	国	332			
中	国	108			
フ	ィ	リ	ピ	ン	40
そ	の	他	247		
合	計	727			

## 【空・海港別】

成	田	空	港	372
関	西	空	港	134
中	部	空	港	54
そ	の	他	167	
合	計	727		

## ・退去強制手続を執った者

## 【国籍別】

フ	ィ	リ	ピ	ン	12
中	国	7			
ス	リ	ラ	ン	カ	5
そ	の	他	14		
合	計	38			

## 【空・海港別】

成	田	空	港	30
中	部	空	港	2
福	岡	空	港	2
そ	の	他	4	
合	計	38		

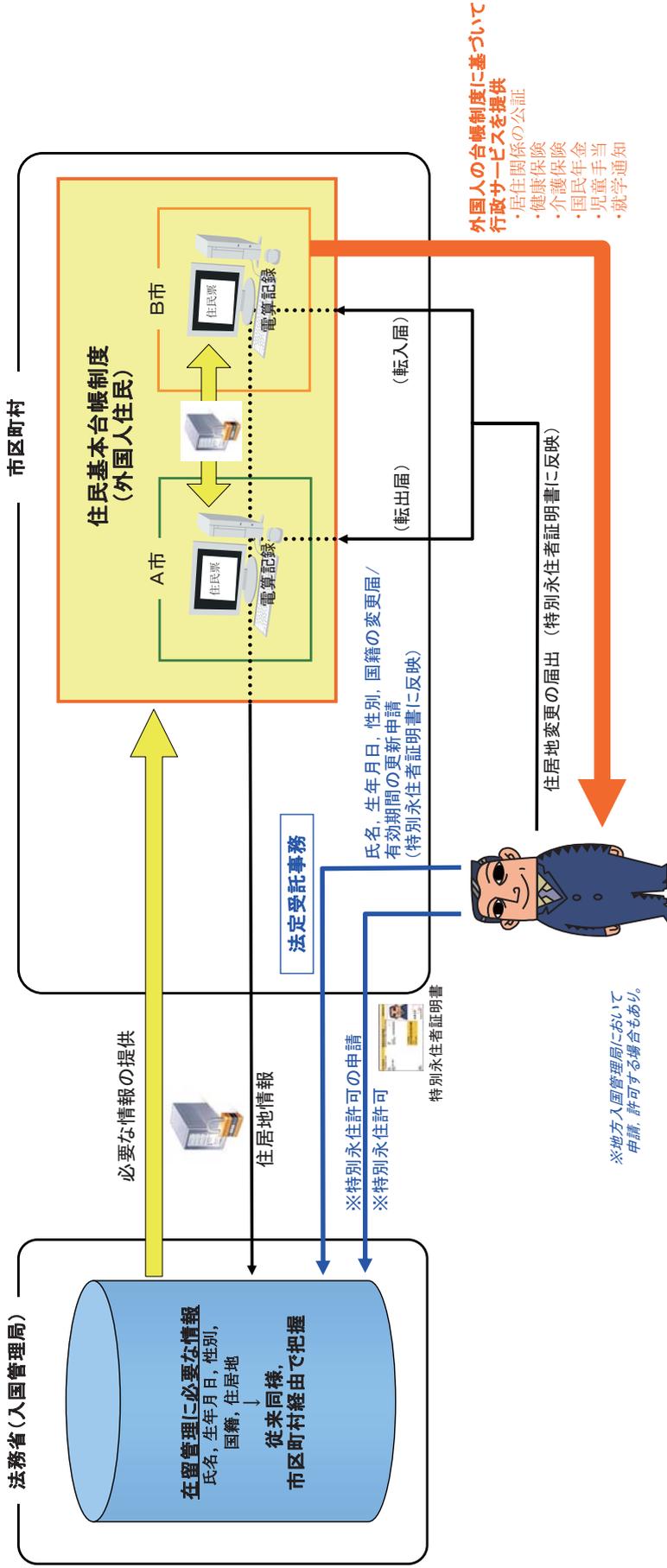
## (4) 偽変造文書発見件数の推移

(件)

区分		年	平成 18	19	20	21	22
上	陸	旅券	647	539	275	131	120
		その他	1,369	824	321	103	108
		合計	2,016	1,363	596	234	228
出	国	旅券	70	71	26	28	12
		その他	43	25	7	10	2
		合計	113	96	33	38	14
合	計	旅券	717	610	301	159	132
		その他	1,412	849	328	113	110
		合計	2,129	1,459	629	272	242



# 特別永住者の制度



## 証明書記載事項の大幅な削減

- 外国人登録証明書**
- ・番号
  - ・氏名
  - ・生年月日
  - ・性別
  - ・国籍・国籍の属する国における住所又は居所
  - ・出生地
  - ・旅券番号・旅券発行の年月日
  - ・在留の資格
  - ・居住地
  - ・世帯主の氏名・世帯主との続柄
  - ・交付年月日
  - ・次回確認(切替)申請期間
  - ・写真
  - ・署名

### 外国人登録証明書

- 特別永住者証明書**
- ・番号
  - ・氏名
  - ・生年月日
  - ・性別
  - ・国籍
  - ・居住地
  - ・交付年月日
  - ・有効期間の満了の日
  - ・写真

### 特別永住者証明書

## 再入国許可の緩和

- ・特別永住者は, 原則として, 2年以内に再入国する出国については再入国許可不要
- ・長期出国の場合, 再入国許可を要するが, 許可の有効期間を伸長 (4年→6年)



## 資料編 4 出入国管理関係訴訟

## 第1節 概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。平成22年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、268件（前年240件）となっている。18年から22年までの推移を見ると、新規に受理された件数は20年まで一貫して増加傾向にあったところ、21年にいったんは減少に転じたが、22年には再び増加に転じた。また、各年ごとの終了件数は、本案事件について見ると、18年が190件、19年が250件、20年が355件、21年が310件、22年が288件であり、依然として高水準で推移している（表52）。

近年の増加の背景としては、適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革を挙げることができる。特に、行政訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日に施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたことが、新規受理件数の増加の背景と指摘できる。そして、15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることが、終了件数の増加の背景と考えられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの類型の訴訟制度が活用されたという事情を指摘することができる。

表52 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移

（件）

区分		年	18年	19年	20年	21年	22年
行政事件	退去強制手続関係等 取消請求・無効確認等		164	158	234	162	172
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等		21	17	17	16	21
	在留資格認定証明書不交付処分 取消請求・無効確認等		6	18	8	10	15
	難民認定手続関係等 取消請求・無効確認等		59	82	72	50	55
	その他		2	3	4	1	5
	（小計）		252	278	335	239	268
民事事件		11	2	1	1	0	
人身保護請求事件		0	0	0	0	0	
受理件数（総数）		263	280	336	240	268	
終了件数		190	250	355	310	288	

## 第2節 主な裁判例

### 裁判例1 【定住者告示の改正及び同告示に基づいた在留期間更新の判断における法務大臣等の裁量権】

入管法が我が国の治安の維持をもその目的の一つとしていることにかんがみれば、…「定住者」の在留資格の取得に当たって、日系人及びその家族を優遇するという政策判断は維持しつつも、素行善良要件を付加することにより我が国の治安にも配慮を図ろうとする本件改正（平成18年法務省告示第172号による改正）については、入管法の趣旨目的に照らしてその合理性を否定することはでき…ない。なお、改正定住者告示（本件改正後の定住者告示）においては、インドシナ難民やベトナム難民、あるいは中国残留邦人の係累については素行善良要件を設けていないが、これは、それらの国々に係る国際情勢や経緯、我が国との関係等の諸事情を踏まえ、上記の者を特に優遇する趣旨に出たものであると解され、そのような政策判断が合理性を欠くとはいえない。

…改正定住者告示における素行善良要件は、過去に刑事処分歴等が存しないことを直接その要件としているものではなく、あくまで在留期間更新時における素行が善良であることをその内容とするものであり、当該在留期間更新に先立つ一定期間内の刑事処分歴等を、素行善良要件の有無についての判断要素としているのも、これが当該在留期間更新時における素行が善良ではないことの徴表としての性質を有することに着目したものと解される。そして、先に説示した入管法における「定住者」の位置付けや定住者告示の性質にかんがみると、定住者告示が諸般の事情に応じて改正される可能性があることは当然であって、定住者告示の定め方及び在留期間更新の許否の判断については、法務大臣等の広範な裁量にゆだねられており、出入国管理の目的である国内の治安維持等を含めた諸般の事情を勘案して時宜に応じて的確に判断されるべき事柄であることからすれば、本件改正により、それ以前の刑事処分歴等によって「定住者」該当性が否定され、在留期間の更新が許可されなくなるといった場合があり得るとしても、これをもって裁量権の範囲を超え又は濫用するものであるということとはできない。

…在留期間更新に先立つ一定期間内の刑事処分歴等は、当該在留期間更新時における素行が善良ではないことの徴表としての性質を存するため、素行善良要件の判断要素とされているところ、執行猶予期間を満了し又は保護観察の経過が良好であるからといって、こうした刑事処分歴等の上記徴表としての性質が直ちに失われるものではないことからすれば、これを素行善良要件有無の判断の要素として用いることもその裁量権の範囲を逸脱するものであるということとはでき…ない。

【平成22年2月10日大阪地方裁判所判決】

### 裁判例2 【子供に対する退去強制令書発付処分の適法性判断の考慮要素（日本の教育を受ける権利の継続的保障）】

控訴人らは、控訴審においても、本件各退去強制令書発付処分の適法性を判断するに際しては、控訴人子が本国に送還された場合、同国での生活環境に慣れ親しむことが十分に可能かどうかではなく、現に享受している教育を受ける権利を継続保障することへの配慮をすべきであると主張する。しかし、上記処分の適法性の判断に際して、控訴人子が、送還後、本国での生活環境に慣れ親しむこと（子供が本国で成長し生活していくことを前提とする本国の教育に適応すること）が十分に可能かどうかを検討することは、家族生活の尊重という観点から重要であることは明らかである。これに対して、子供が日本で成長し生活していくことを前提とし日本の教育を受ける権利を控訴人子に継続して保障すべきかどうかは、政策的問題でもあって、裁量的判断の考慮要素とならないもの

とはいえませんが、この点のみを重視することは相当ではないというべきである。したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

【平成 22 年 4 月 19 日東京高等裁判所判決】

### 裁判例 3 【法律上の婚姻が成立しておらず、かつ、同居等の事実が認められない関係の要保護性】

被控訴人の在留は適法な資格を有しない不法なものであった以上、長期間の在留は、結局のところ、被控訴人の不法残留という違法行為が長期間に及び、悪質化したことを意味するものであるから、在留特別許可を付与するかどうかの判断に当たって、上記事情は、必ずしも被控訴人に有利なものとして考慮されることにはならず、特に、その不法残留が不法就労を伴うものである場合には、むしろ消極的要素として考慮されるべきものということができる。

…被控訴人と日本人妻との関係は…、婚姻届は被控訴人が逮捕された直後に日本人妻が提出したものにすぎず、親密な交際があったことは窺われるものの、同居していたわけでもなく、被控訴人は本国在住の兄に収入の一部を送金しており、被控訴人と日本人妻の生計は別々であり、被控訴人から日本人妻に対して定期的に生活費等が交付されるというような経済的な結び付きもなかったのである。また、被控訴人が平成 18 年に 2 回にわたり婚姻要件具備証明書を取り寄せながら、結局、日本人妻との婚姻届を提出しておらず、被控訴人と日本人妻とが夫婦同然の生活を送っていたとまではいえず、せいぜい親密な男女関係が長期間継続していたにすぎないのであり、婚姻の本質に適合する実質を備えた内縁関係にあったとは到底認められないというべきである。

…そもそも、被控訴人と日本人妻とが知り合った時点では、被控訴人は在留期限を 7 年以上も経過しており、二人が親密な男女の関係を結ぶ時点では既に十数年の期限を経過しているのであって、被控訴人と日本人妻との男女関係は被控訴人の不法残留の継続という違法状態の上に築かれたものと評価されても仕方がないものであり、その保護すべき必要性も低いものといわざるを得ないものである。

したがって、本件判決がされた当時、被控訴人と日本人妻との間には実質的な婚姻関係があつて、その関係が在留特別許可の判断において法的保護に値すると評価しなければならない程度に至っていたとは認められないというべきである。

【平成 22 年 8 月 24 日東京高等裁判所判決】

### 裁判例 4 【難民条約上の「迫害」について】

難民条約上の「迫害」とは、「生命又は自由」の侵害又は抑圧をいうと解するのが相当である。

また、この「自由」の内容については、難民条約上必ずしも明らかではなく、言葉の通常の意味からすれば、精神的自由や経済的自由等も含む概念であるということが可能である。しかし、その「自由」が「生命」と並置されており、「難民」となり得るのは、迫害を受けるおそれがあるという状況に直面したときに「恐怖を有する」ような場合であると考えられること(難民条約 1 条 A (2) 参照)からすれば、これに対する侵害等が「迫害」に当たるといふべき「自由」は、主として、生命活動に関する自由、すなわち肉体活動(身体)の自由を意味するものと解するのが合理的である。また、難民条約は、農業、工業、手工業、商業などの自営業(18 条)、自由業(19 条)及び初等教育以外の教育(22 条 2 項)に関して、いずれも、締約国は、「できるだけ有利な待遇」を与え、かつ「いかなる場合にも同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与え」るものとしているが、上記のような待遇が外国人に付与されるか否かは、難民条約締約国の国内法制に

よるものと考えられる。そうすると、上記の「自由」に一般に経済的自由が含まれ、その侵害等が「迫害」に当たるとすると、難民条約に基づく受入国が、本国においてある権利が侵害されているとして難民としながら、その者に本国よりも少ない権利しか与えないことが許されるという結果を生じ得る。したがって、それに対する侵害等が「迫害」に当たるといふべき「自由」には原則として経済活動の自由等は含まれないと解するのが相当である。

以上によれば、「迫害」とは、通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃又は圧迫であって、生命若しくは身体の自由の侵害若しくは抑圧又はこれに匹敵する自由の重大な侵害若しくは抑圧を意味するものと解するのが相当である。そして、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」というためには、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的事情のほかに、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していることが必要であると解するのが相当である。

【平成 23 年 2 月 4 日東京地方裁判所判決】

### 裁判例 5 【退去強制手続における国籍の認定】

外国人に対する退去強制手続は、国家の権能に基づいて当該外国人に対し自国からの退去を命ずるものであるから、我が国の入管法が定める退去強制手続において当該外国人の国籍を認定することは、専ら我が国政府の権限に属するものといふべきである。

…当該被退去強制者が、ある国の国籍を有しているか否かは、当該国の国籍要件について定めた法令等に照らして、主任審査官が合理的な根拠に基づいて判断すべきものであるといふことができる。

…本件退去強制令書発付処分の時点で、原告を本国に送還することができなかつたとまではいえ、原告が本国以外の国への送還を希望していた事実も認められない。また、入管法上、主任審査官が送還先を指定するに当たり、送還先となる国に受入意思を確認することなどは求められていない。

…入管法は、送還不能の場合であっても、退去強制令書を発付することを予定しているものと解され、仮に、指定された送還先の国への送還が結果的に不可能であったとしても、そのことから直ちに、その国を送還先と指定した退去強制令書発付処分が違法となるものではないといふべきである。

【平成 22 年 11 月 19 日東京地方裁判所判決】

## 資料編 5 組織・体制の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成 22 年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において 3,700 人余りの職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

### 第 1 節 組織・機構

#### ① 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国 8 つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国 3 か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図 24, 25）。

図 24 入国管理局組織表

（平成 23 年 4 月 1 日現在）

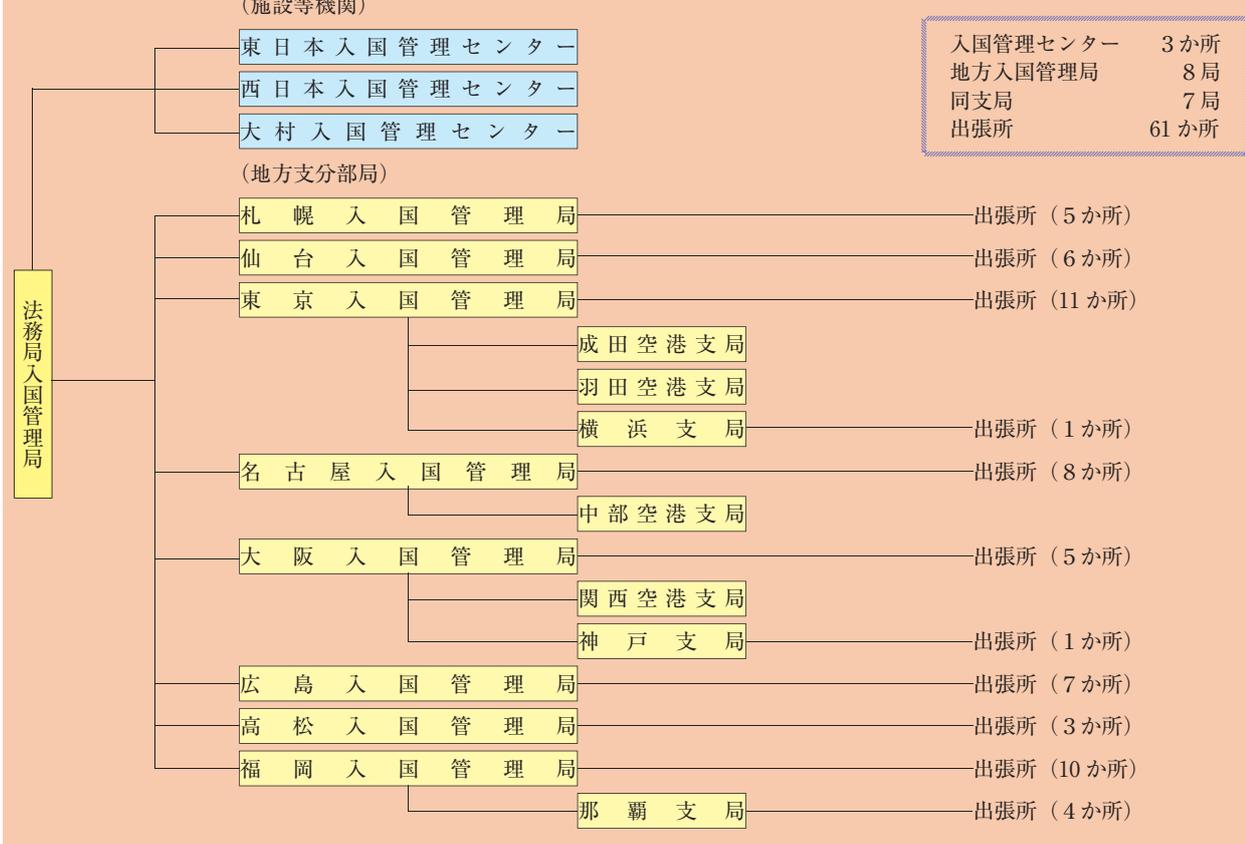
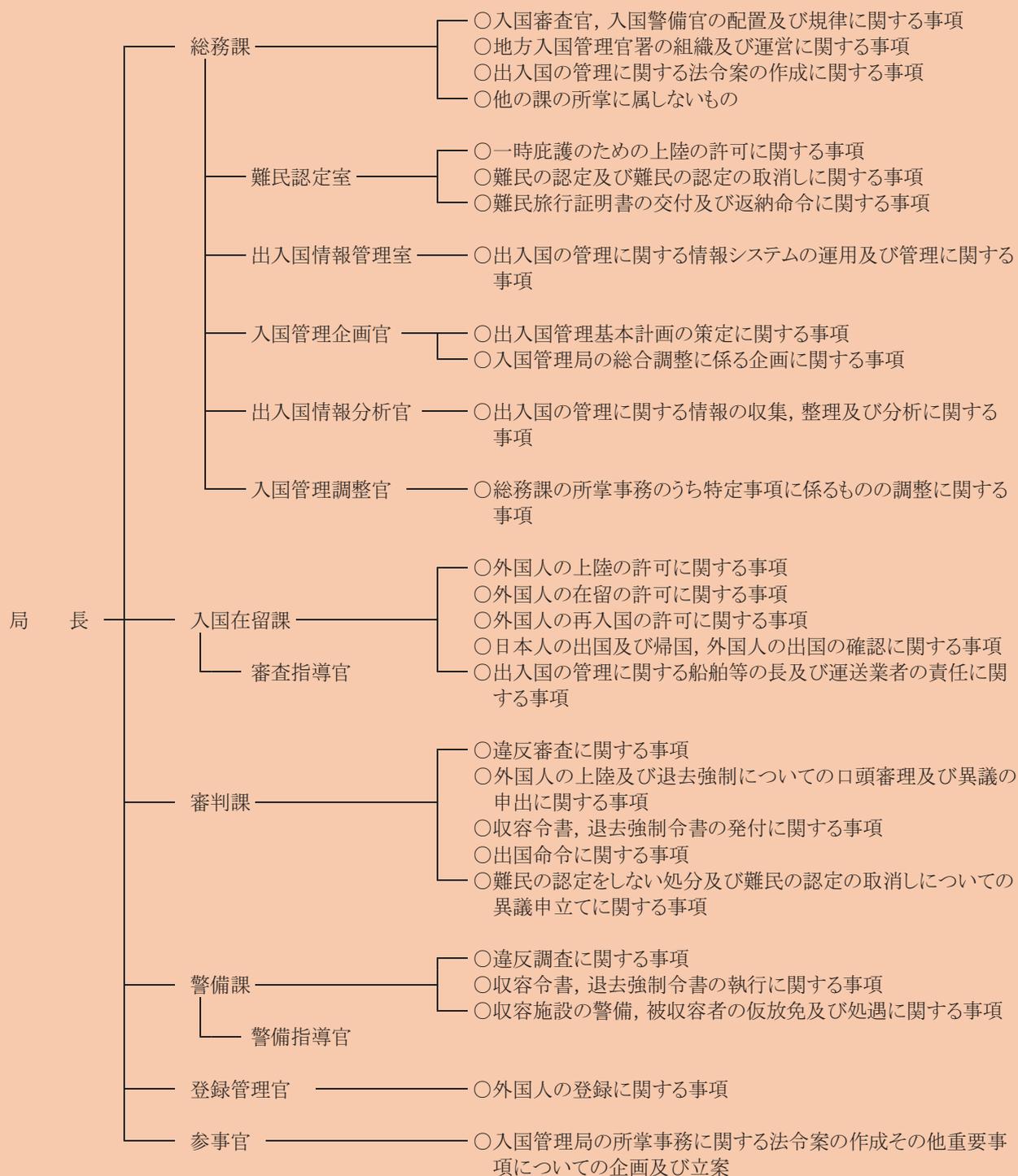


図 25 法務省入国管理局所管事項



(注) 上記のほか, 官房審議官1人及び局付3人が, 入国管理局担当として配置されている。

## ② 入国管理官署の組織の見直し

平成 23 年度における組織の拡充については、東京入国管理局においては、年々増加傾向にある永住許可申請を迅速かつ的確に処理するため、永住審査部門に永住担当統括審査官 1 人を増設したほか、近年件数の増加が著しい難民異議申立への対応として、審判部門に難民審判担当統括審査官 1 人を増設した。

また、名古屋入国管理局においては、業務量の増大に伴う組織規模の拡大及び巧妙化する偽装滞在事案に適切に対応するため、首席審査官 1 人を増設し、調査記録部門を廃止して審査管理部門及び実態調査部門を新設の上、審査管理・出入国審査担当及び第二実態調査担当の統括審査官 2 人を増設した。さらに、調査第一部門に、摘発企画担当の統括入国警備官 1 人を増設し、小口・分散化する不法滞在者の摘発を強化する体制を整えた。

他方、地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に対応するため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表 53）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した昭和 56 年 4 月 1 日当時全国に 103 か所設置されていた出張所は平成 23 年 4 月 1 日現在で 61 か所となり、都道府県ごとに最低 1 か所の地方入国管理官署を設ける一方、昭和 56 年当時から約 4 割を縮減するに至っている。

これらの出張所については、各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期在留する外国人を受け入れる地方公共団体ないし関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。平成 23 年度においては、統括審査官以上の役職にある入国審査官が出張所長として配置されていなかった出張所 7 か所について、統括審査官 1 人をそれぞれ配置した。

表 53 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
平成 12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市	岐阜出張所	岐阜市
		日立港出張所	日立市	大津出張所	大津市
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町	水戸出張所	水戸市
15		東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区
		渋谷出張所	東京都渋谷区		
		室蘭港出張所	室蘭市	盛岡出張所	盛岡市
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
16		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	鹿児島県曾於郡志布志町		
		17			
19		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区
		天王寺出張所	大阪市		
22		羽田空港出張所	東京都大田区		

(注) 平成 22 年度の羽田空港出張所廃止は、羽田空港支局の新設に伴うものである。

## 第 2 節 職員

### ① 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、①入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、



入国管理局職員

送還, ③入国者収容所, 収容場における被収容者の処遇及び施設の警備など入管法違反者の取締りを行っており, 「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており, 危険な業務に従事することも多いことから, 「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

入国警備官には, 摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため, 7つの階級(上位から警備監, 警備長, 警備士長, 警備士, 警備士補, 警守長, 警守)が設けられている。

また, 入国審査官及び入国警備官は, 個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから, 「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて, バランスのとれた国際感覚, 外国人の多様な風俗, 習慣, 宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

## 2 増員

入国管理局関係の職員数は, 平成23年度は3,823人で, 5年前の18年度の3,120人と比べ約23%, 703人増加している。しかし, この間も業務件数は高水準で推移しており, 加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立, 巧妙化する偽変造文書への対策, 入国後の外国人に係る在留管理の強化, 外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化, 正規滞在者を装う偽装滞在者への対策, 更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し, 国民の行政ニーズに応じていくためには, 更なる増員が望まれる(図26, 表54)。

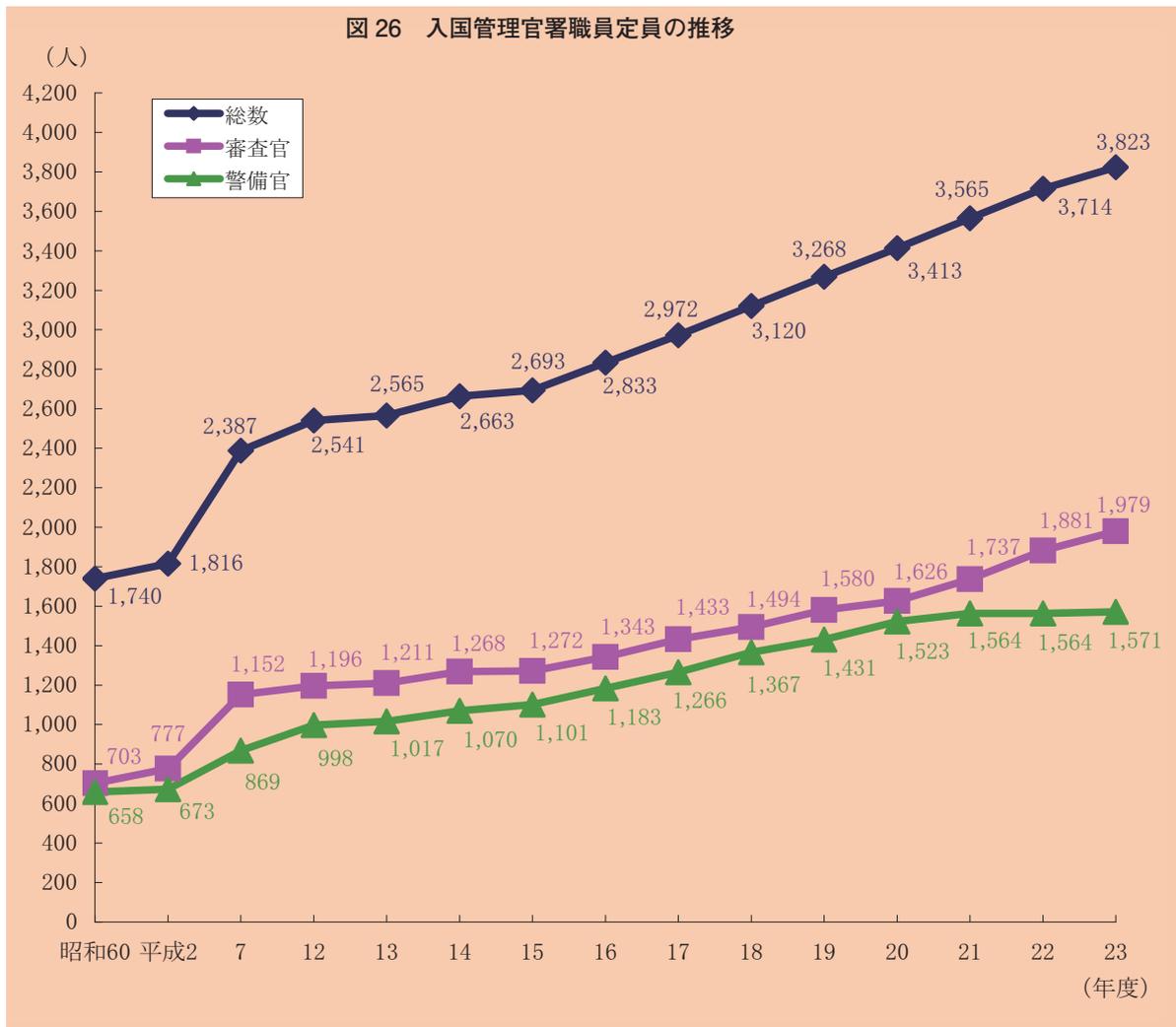


表 54 入国管理官署職員定員の推移

(人)

年度	区分	本省 事務官	地 方 入 国 管 理 官 署				小計	総数
			事務官	審査官	警備官	その他		
昭和 60		169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成 2		166	154	777	673	46	1,650	1,816
7		163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
12		157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13		156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14		154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15		152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16		142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17		131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18		129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19		128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
20		127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
21		126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
22		126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
23		126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823

平成 23 年度においては、入国審査官、入国警備官併せて 167 人が増員措置されており、その概要は以下のとおりとなっている。

### (1) 東京入国管理局成田空港支局等における出入国審査体制の強化

平成 19 年 1 月に「観光立国推進基本法」が施行され、同年 6 月に「観光立国推進基本計画」が閣議決定されたが、その後、22 年 6 月には「訪日外国人を 2020 年初めまでに 2500 万人」との目標を掲げた「新成長戦略」が閣議決定され、「成長戦略実行計画（工程表）」の中で「訪日中国人の拡大」や「入国審査に要する時間の短縮」などが明記された。こうした中、21 年に世界的な景気後退等の影響を受けて一時的に減少した外国人入国者数は、アジア地域の景気回復に加え、中国に対する個人観光査証の発給緩和措置もあって、その後再び回復基調となり、22 年には約 944 万人と過去最高を記録した。23 年においては、発着枠が 25 万回に増加することとなる成田空港を始め、各空海港において観光立国の推進に向けて審査待ち時間の短縮に努めると同時に、テロ対策、不法滞在者対策としての厳格な出入国審査を実施していく必要がある。

このための要員として、成田空港支局を中心に入国審査官 113 人が増員措置された。

### (2) 名古屋入国管理局等における在留管理体制の強化

我が国に在留する外国人が年々増加していく中、平成 20 年 3 月に閣議決定された「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」などにおいて、在留外国人の入国後のチェック体制の強化等を目的として外国人登録制度とともに在留管理制度全般の見直しを求められ、21 年 7 月に改正入管法が成立・公布された。また、同年 12 月に犯罪対策閣僚会議が策定した「人身取引対策行動計画 2009」においても、「厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止」が求められている。

このように厳格な在留管理が求められる一方、上記改正入管法の「在留期間更新許可申請等をした者の在留期間の特例」に関する規定が平成 22 年 7 月から施行されたことにより、申請受理後、処分を在留期間満了 2 か月以内に確実にできるよう、一層適切な案件管理を行える体制を整備する必要が生じた。

また、在留外国人の入国後のチェック体制の強化の一方策として、平成 19 年に改正された雇用

対策法に基づき、厚生労働省（公共職業安定所）から外国人の就労状況に関する情報の提供を受け、当局保有の情報と併せて外国人の在留状況の分析を行うなどとともに、背後組織が関与する偽装滞在者が多数潜伏すると推測される関東地域に組織関与事案専門の違反調査・摘発業務要員を配置して取り組んでいるが、在留外国人が多く居住する他の地域についても同様の対策を講じることが急務となっている。

このための要員として、名古屋入国管理局に入国審査官3人、入国警備官16人が増員措置された他、東京入国管理局等に入国審査官8人、入国警備官11人が増員措置された。

### （3）東京入国管理局等における難民調査体制の強化

難民の認定については、平成17年に難民審査参与員制度が導入されたことにより難民認定手続の公平性・中立性が一層高められている中、難民認定申請数（第一次審）は17年の384件から20年には4倍以上の1,599件に及び、21年において1,388件、22年が1,202件と高水準で推移している。

こうした中、難民認定申請案件の審査期間が長期化している状況を踏まえ、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、平成22年7月、難民認定申請案件の標準処理期間を6か月とし、原則としてすべての案件をこの期間で処理するよう努めるとすることを公表したところであり、第一次審における処理迅速化のため、難民調査要員として東京入国管理局に15人、名古屋入国管理局に1人の難民調査官が増員措置された。

## 3 研修

近年、我が国に出入国する外国人は年々増加しており、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、偽変造文書鑑識従事者研修、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、情報システム運用業務従事者研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



研修風景

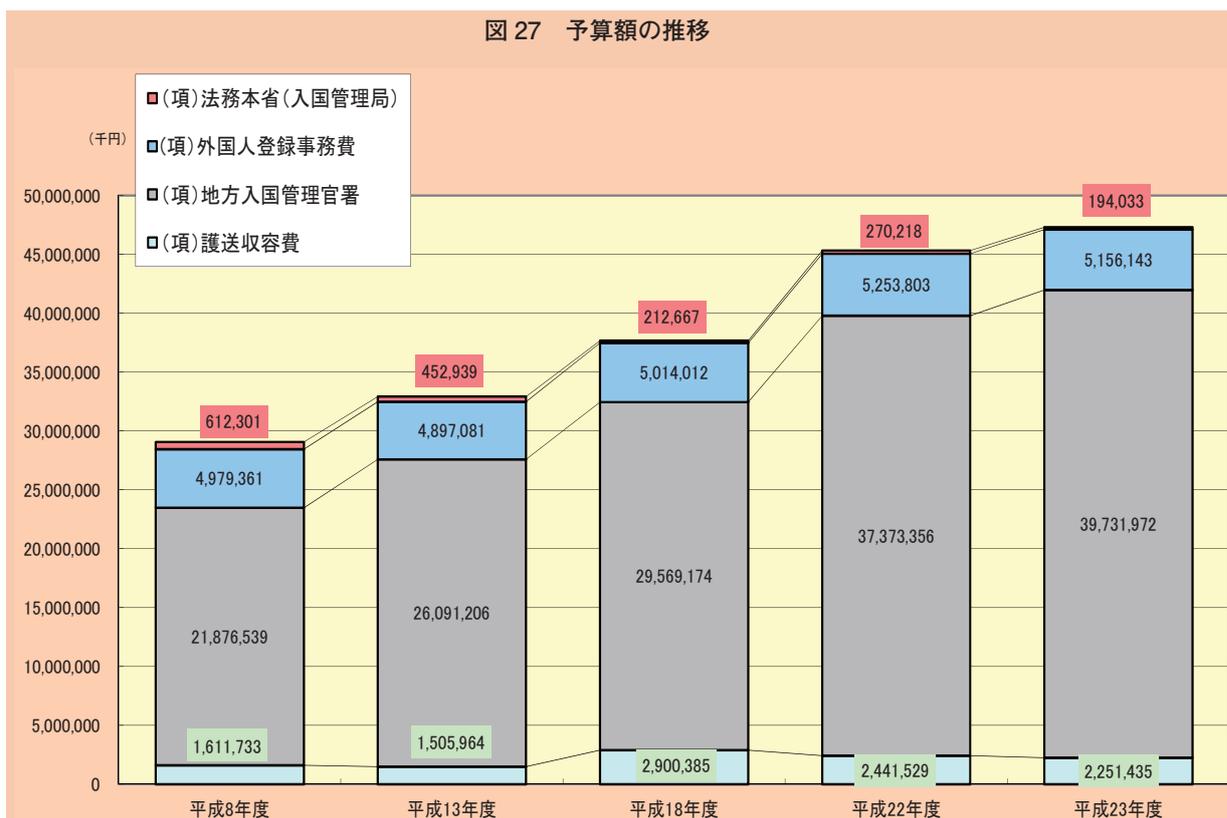
## 資料編 6 予算等

## 第1節 予算

出入国管理行政の予算の推移は、図 26 のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、当局が推進する各種施策の実施に必要な経費が認められ、体制の整備・拡充が図られている。

また、電子計算機運用関連予算については、前年度に引き続き、平成 23 年度予算においても新しい在留管理制度へ対応するための経費が認められた（図 27、図 28）。

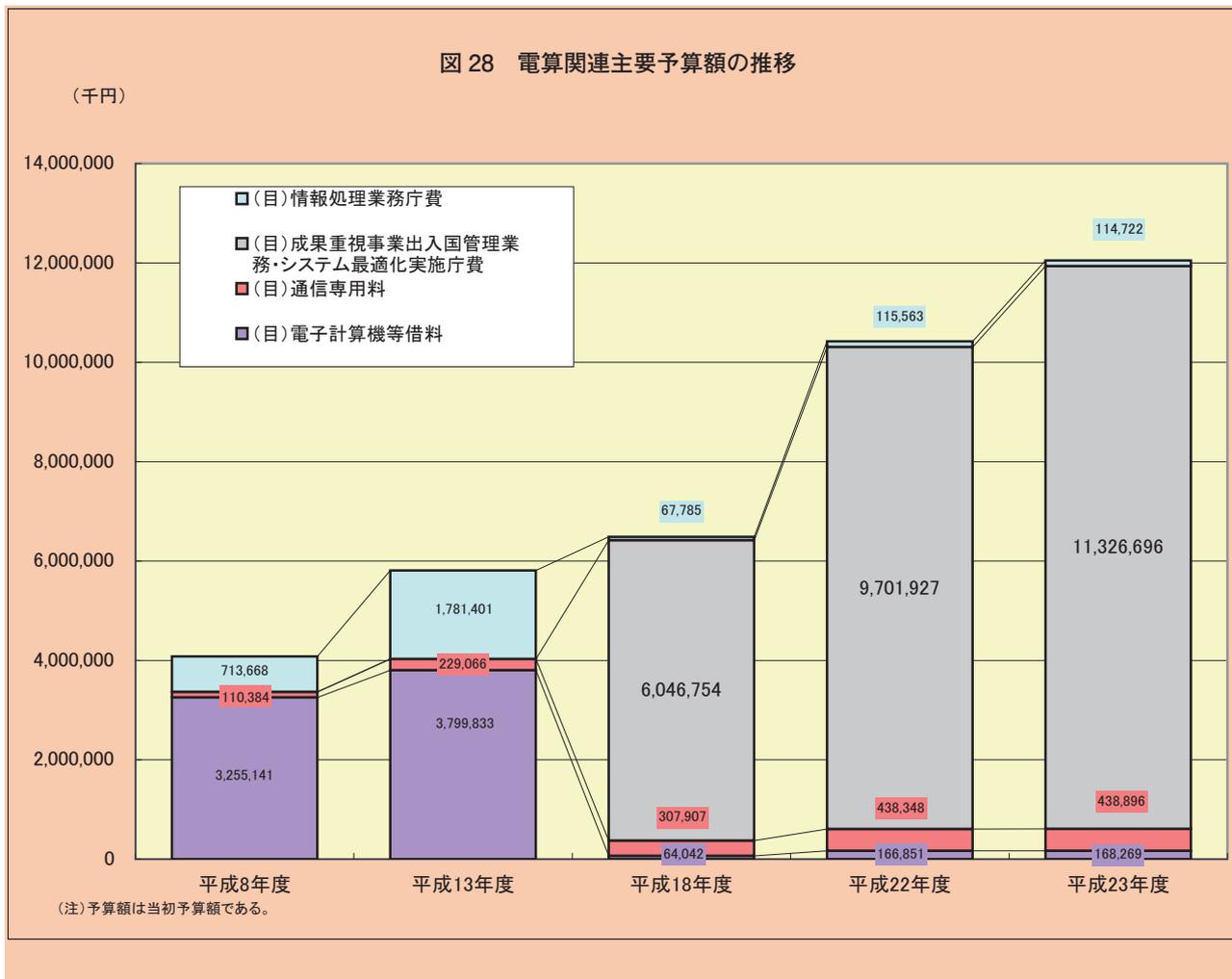
図 27 予算額の推移



(注) 予算額は当初予算額である。

- ・平成20年度予算において、事項の組み換えを行っており、当該年度以降の予算については、以下のように算出方法が変更されている。
- ・(項)法務本省(入国管理局)は、(項)法務本省共通費及び(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費の合算額である。
- ・(項)外国人登録事務費は、(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費である。
- \*平成19年度以前の、(項)外国人登録事務費相当額である。
- ・(項)地方入国管理官署は、(項)地方入国管理官署共通費と(項)出入国管理業務費の一部経費の合算額である。
- ・(項)護送収容費は、(項)出入国管理業務費の一部経費である。

図 28 電算関連主要予算額の推移



## 第2節 施設

平成 23 年 3 月 31 日現在、全国に 8 か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務合同庁舎（仙台、高松）、行政合同庁舎（札幌、広島）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎（横浜）、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に 3 か所ある入国者収容所は、いずれも平成 5 年以降に法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本、西日本）として整備している。

今日、国際化の進展に伴い、我が国に入国・在留する外国人は、年々増加傾向にあり、平成 22 年度においては、羽田空港の国際化・再拡張に伴い東京入国管理局羽田空港支局が設置されている。

入国管理局としては、今後も出入国管理行政の適正な運営を確保するため、必要に応じた施設整備を積極的に実施していきたいと考えている（表 55）。

表 55 収容定員の推移

区分	年度				
	平成 19	20	21	22	23
収容定員合計	3,848	3,848	3,998	3,998	4,010
入国者収容所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
地方入国管理局	2,048	2,048	2,198	2,198	2,210

各年度 3 月 31 日現在（平成 23 年度は予定）

---

# 出入国管理

(平成 23 年版)

---

平成 23 年 11 月発行

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1